

正副議長記者会見について（報告）

1 定例会の総括について

- 今期定例会は2月10日から3月17日までの36日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、計46件を可決した。
- 議員提出議案について、条例は「堺市議会委員会条例の一部を改正する条例」を可決し、意見書は「新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書」等計5件を可決した。
- 今期定例会で可決した議案数は全部で52件である。

【（1）令和5年度各会計当初予算及び関連議案について】

- 令和3年2月に公表された財政収支見通しでは、本市の財政状況は、毎年度30～50億円の収支不足が見込まれ、令和12年度には基金が底をつくこと、また、令和5年度の予算編成も困難という状況であったことから、市長は同時に「堺市財政危機宣言」を発出された。
- このような状況において、令和3年10月には収支不足の解消と、真に健全な財政を実現するため、改革の目標や方向性・取組項目を示す「堺市財政危機脱却プラン（案）」が示された。市政全般にわたる抜本的な見直しに取り組んでこられたが、令和4年2月に公表された財政収支見通しでは、推計期間中の収支と基金残高は大幅に改善したものの、依然、令和12年度の収支不足は解消しない状況であった。
- このため、令和12年度の収支不足解消に向け、「持続可能な財政運営に向けた取組」を令和5年1月に策定され、これら取組を着実に進めることとされた。その結果、令和5年度当初予算案と併せて公表された財政収支見通しでは、エネルギー価格の高騰や第2子保育料無償化等に伴い、昨年より収支が悪化するものの、基金が枯渇し予算編成が困難となるような危機的な財政状況は回避されるめどが立ったことから、「堺市財政危機宣言」は解除されるに至った。
- 今後、市民生活の安全・安心を支え、堺の成長を推進するために、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進め、健全な財政基盤の構築を行うことが必要である。議会としても、議会の権能と監視機能をさらに発揮し、市民福祉の向上と市政の持続的発展のために、引き続き、真摯に議論を重ねていく。
- 「令和5年度各会計当初予算及び関連議案」は、2月20日に令和5年度予算審査特別委員会を設置し、付託された各会計当初予算等13件について、3月6日まで審議を行った。
- 令和5年度各会計当初予算は、総額7,799億円、対前年度比1.3%の増となっており、持続可能な堺を創る予算として、堺が将来にわたり成長・発展し、持続可能な都市経営を実現するためには人口減少への対策が欠かせず、特に喫緊の課題である「子育て世代の定住・流入促進」をは

じめ、「新型コロナウイルス感染症対策」、「『堺市基本計画2025』の推進」を重点施策として編成された予算となっている。

- 予算審査特別委員会での審議は、議案第1号「令和5年度堺市一般会計予算」について、堺創志会委員から、児童自立支援施設整備事業のうち大阪府立修徳学院の事務委託継続に係る負担金及び、SMIプロジェクト推進事業のうちSMI都心ライン導入計画作成費を削減する修正案が提出された。
- 委員からは、児童自立支援施設整備事業について、「当局は議会の付帯決議を受け、大阪府と折衝を重ね、本市負担が応分となるよう確認書を取り交わすなど対応しており、議会が判断すべきは、本市児童が令和6年度に向け、最適で将来に渡っても安定的な養育環境を確保することであり、負担金は減額すべきでない」、また、「堺市の20人の定員枠の確保等を必ず履行されることを認識して取り組むことを要望する」などの意見が出された。
- また、SMIプロジェクト推進事業について、「長年課題であった東西交通問題の解消とともに、今後予想される人口減少や超高齢化社会など社会構造の変化に伴い、自動運転社会の進展が結果として公共交通の衰退につながる懸念など将来起こり得る事態への対応を図るため、環境、健康福祉、観光、産業振興等の分野にわたって堺都心部の魅力向上をめざした取り組みで重要な事業であり着実に進めるべき」、「導入計画が、どのように市民の利便性向上に寄与するのか明確にし、実証実験の検証もふまえ、市民生活への寄与を具体的に明らかにしていきたい」、また、「修正案の削減予算を、交通空白地域を走る『堺市乗合タクシー』の利便性向上など公共交通政策への転用を求める」などの意見が出された。
- 予算審査特別委員会では、修正案が否決され、議案第1号原案が可決された。
- 17日の本会議において、議案第1号はじめ、その他の議案も可決された。

【(2) 訴えの提起について】

- 本件は、堺市立男女共同参画センターのうち1階連絡室部分について、堺市女性団体協議会は、本市が行政財産の目的外使用許可をしていない令和5年1月1日以後も占有を続けており、4月から施設全体の指定管理者制度導入のための指定管理業務の準備ができず、市民サービスに影響を及ぼすことから、同団体に対し、対象物件の明渡し及び、民法第703条に基づく不当利得返還請求として、令和5年1月1日から対象物件の明渡し済みに至るまでの占有に係る金員の支払いを求める訴えを、本市が提起するものである。
- 本議案は、本会議で質疑が行われ、議員から、「同センターの令和5年4月から指定管理者制度導入に備え、一刻も早く行政財産の正常化を図り、市民サービスにつなげる必要がある」、また、「同センターの目的外使用不許可は撤回し、堺市女性団体協議会とのパートナーシップを強化する方向に転換されることを強く求める」などの意見が出された。
- 本議案は、2月10日の本会議において、同意された。

【(3) 全会一致の意見書について】

- 今期定例会で可決した意見書は5件であり、以下の全件が全会一致で可決された。
 - 「新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書」
 - 「アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書」
 - 「地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書」
 - 「認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書」
 - 「LGBTQ+性的少数者への差別を禁止する法律等の制定を求める意見書」

2 議会ICT化について

- これまで2か年にわたって「議会ICT化の環境整備」に取り組んでおり、ICT化やペーパーレス化を一層推進している。
- 次へのステップとして、今年度は、「本会議場・委員会室のシステム更新」を行い、数々の設備の不具合を解消するとともに、市民の皆さまにとって、議会をより分かりやすく、身近に感じていただけるものとなるよう、対応の充実を図った。
- 具体的に行った取り組みは以下のとおりである。
 - ・会議システムの一元管理、会議運営用タブレット端末の導入
 - ・議場に、出席議員数や発言の残時間等を表示するモニターの増設、会議システムに電子採決機能の追加
 - ・議場内スクリーン及びインターネット中継への鮮明な映像・音声の配信、映像画面に発言する議員の映像と議員が使用する資料の同時表示
 - ・委員会室内に、資料映写用のスクリーンに加え、可動式モニターの増設
- さらに、障害者の方への対応の充実として、以下の取り組みを行った。
 - ・議場傍聴席及び委員会モニター傍聴室に、音声認識システムの導入により発言内容をリアルタイムでモニターに字幕表示
 - ・議場に、赤外線補聴システムの導入
- 5月の議員改選後になるが、今後の取り組みとして、電子採決の導入や、本会議・委員会等の会議運営のペーパーレス化など実施に向け、協議を行う予定としている。
- 今後も引き続き、議会ICT化に積極的に取り組み、多くの市民の方に、どんな場所でも分かりやすく議会での議論の様子などを知っていただけるよう、さらなる「開かれた議会」の実現に向け、取り組んでいく。

3 記者からの質問に答えて

Q 訴えの提起について、委員会付託されなかった経緯と判断についてお聞きしたい。

A (議長)

早く結論を出してほしいという当局の要望があったので、初日本会議での提案、それが即決とい

う形になったものである。

Q かなり議論になった案件かと思うが、やはりスピード感が大事だったということか。

A (議長)

市としては、去年の12月末までの行政財産として目的外使用を認めるということであった。

1月から3月の3ヶ月間で、4月から行う指定管理者のための準備をしなければいけない、その期間を設けたいということで、当該団体と話し合いをされたと聞いている。その上で、その期間が過ぎ、年が明けてしまった今回の議会であったため、当然早くしないといけないということだったと思う。

Q この議会、この会見でお2人も含めて議員の皆さんは失職ということで統一戦に入っていくが、今回の任期を振り返って、大分コロナで皆さんも振り回された部分があったと思うが、やり残したところというのを、あえてお聞きしたい。

次に選ばれる皆さんに対して託していく部分として、何をやり残されたか、お伺いしたい。

A (議長)

まず私もはまだ議長、副議長の立場で、4月末まで任期があるので、その立場から発言させていただく。

例えば、新型コロナウイルス感染症は3年余り続き、また夏や秋になれば大雨などの天候による災害が起きるのではないかと、そういったものもやはり心配になる部分がある。議会として、その対応が、その時にあたって十分にできて、準備ができているかどうかといったところがやはりあるのではないかと思う。

例えばコロナ感染に関しては、国から打ち出されたことが、市当局として十分に対応ができているかどうかということを議会として検証できたかということ、なかなかそこまではいけなかったのかなど。

例えば、ワクチンの接種に関してのコールセンターができたという情報はもらうが、場所が移転し変わっていったり、またワクチン接種センターで不十分な案内を市民にされていたりと、こういった実態をつかむのに、やはり我々としては、時間がかかっていたのかなというところがある。

だから、急な変化に対応する議会としてのスピード感というのは、これからもやはり事柄は違えども、求められていくのではないかなというふうに思う。その点を補うような、議会としての対応ができたかということ、ちょっとやり残した部分もあるのかなというふうには思っている。

それともう1点は、やはり市民から選ばれた議員の皆さんが議場や委員会に集まり、議論をされるといったところの、議論のあり方として、いわゆるエビデンスといったものをしっかりと持ち合いながらの議論ができていたかどうかということ、若干欠けているのではないかと思ったところはあった。そういったところも含め、議論をするにあたっての、事前の良い準備をしっかりとしていく、ということ、議員としては、当然今後とも必要だろうと思う。

これは別に欠けていたというわけではないが、今後もやはりそういうことには注意をしていかなければいけないと(思っている)。

A (副議長)

議会としては、4年間のうち3年間でコロナ対応に追われた期であった。それに対して、一番市民に近い自治体として、議会としてどうできたかということに関しては、やはり一つは先ほどご報告

させていただいた議会ICT化などで、スピード感のある議会対応や、議員同士の連絡方法等様々なことに関してICT化が進むことによって、例えば委員会においてもオンラインで（実施）できるようになるなど、この4年間で、非常に進んだ部分であると思う。それは、良い点でもあるが、その反面、住民との距離が、電子機器というフィルターを通じてしかできなかつたということは、難しい面もあった。今後ICTが進んでも、やはり生の声というのは必要であると私どもは考えている。議会での研修会でも今後の議会の中での市民との意見の聴取等について学んだが、まだまだ課題は残っており、今後につけていく部分であろうと私は認識している。

Q 今も議会のネット中継等見させていただいて、議場に行かなくてもよくて、大変助かっている部分はあるが、一市民の立場からすると、私のように昼間、主業務として視聴できればよいが、仕事がある方は見られないわけで、夜アップされるかという、確か日数が一定たないとアーカイブ映像はアップされなかったように思う。YouTube議会チャンネルを作って、機材はほとんど一緒だと思うので、そんなに手間はかからないと思うが、YouTubeチャンネル化すればすぐにアップできて、その日の議論がその日のうちに市民に届けられて、夜視聴してみようかという方も出てくるのではないかと思うが、その辺について議長と副議長はどのようにお考えか。

A（議長）

おっしゃる通りだというふうに思う。私もそういう方面には少し疎いところもあるが、どれぐらいの手間がかかって、そのこと自体が費用対効果というか、どういう効果があるのかということも含めて検証した上で可能であれば、それはどんどんやっていった方がいいと思う。今はそのような時代、当たり前のようにになっている時代でもあるので、リスク管理も含めてしっかりとやれるということであれば、やっていった方がいいと確かに思う。

A（副議長）

議長がおっしゃるように、即時性の部分では今後議論としては上がってくるだろうと思う。ただ今回のICT化で、喋った言葉がすぐに文字にできるようなシステムであるAI即時反訳も（導入）できたので、以前よりはだいぶ早くはなっている。今後、より早い情報の伝達は進むべきであるし、議論をして、もっともっと、我々議会としても発信していくツールを作っていかなければならないと思っている。

Q それともう一つ、私も全部つぶさに聞いていたわけではないので、もしかしたら聞き落としていたり、何か誤解している部分もあるかもしれないが、ついぞこの方、小学校の事務職員が横領した件等、市が一旦立て替えてということで、どのみち罪を犯した人に請求するというのが、それはそれで、第一義的には正しいのだと思うが、それで返ってこなかったときに、請求はする、債権としては残っているが、返ってこないっていうときはやはり我々の税金から補填されてしまうというところが、どうも釈然としないところがあって、教職員なり何なりがミスをした部分の管理監督責任というのも一定あるから、修学旅行のお金などは校長が一旦立て替えたりしていると思うが、そこら辺の、誰が自分の責任を負うべきなのかと。

他県の議論等を見ると結構、宮城県だったと記憶しているが、議会がそんな職員の間違いミスで市民にツケを回すのはおかしいというので、ずいぶん議論があったような過去記事も見たことがあるので、そこら辺がすんなりと建前論でやられてしまうと、最終的にそこが市民の負担になってしまう

ところが、ちょっと釈然としないと思い、議長と副議長にご意見を伺えたら。

A（議長）

そういうことができるルールになっているということだろうと思う。だからそのことを、今おっしゃったような形で返ってこなかった分を市民にツケを回すのかと言ったとしても、できるルールになっているということであれば、それ以上議論が発展しない、平行線になるという部分もあるかと思う。だから、そういう意味では、私は宮城県の議論は存じ上げないが、確かにそういうところに関しては議論があるだろうと思う。その結果、やはり市民にツケを回さないことが一番何よりなことだが、そういうことができるのかどうか。市は財源に対して執行権を持っており、我々はそれを検証するところなので、その辺の議論のあり方においては、やはりあっても良いとは思う。結論がすぐに出るようなことにはならない、議論としてはあまり成立しないということになれば、少し置いておくということにはなるのかもしれないが、確かにおっしゃる通り、それで割を食うのがもし市民であれば、やはり改善すべき点ではあると思う。そういったいろんなルール上の矛盾みたいなところをどうしていくのかという、政治の技術で解決できるのかどうか、そこはずっと課題があると認識している。

今後、そういう点も含めて、深堀できるのであれば議論していけたらと思う。

A（副議長）

今回の事件で、1人の教職員がお金を横領したということについては、管理職には管理監督責任というものがあるので、その責任は負うべきではないかと思う。ただお金に関してどうするのかということに関しては、この案件だけではなく、例えば市営住宅であっても徴収できなくなったものをどうするのか、徴収できなくなったので財政上なしにする等、様々対応しているので、それについて誰が責任を持っているかといえ、市民全員の方にご迷惑をおかけしている部分は往々にしてあるので、お金の部分として、どうするのかという議論は少し難しいと思う。誰が責任を負うのかを突き詰めることは、なかなか難しい議論だとは思う。